

平成 28 年 2 月 10 日

農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課食品産業環境対策室
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 御中

廃棄食品の不正転売事件を受けた対応について

全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会
会長 高橋 巧一



(当連絡会のこれまでの活動について)

当連絡会は、登録再生利用事業者の社会的地位向上や食品リサイクル事業を円滑に促進するため、国や地方自治体と連携を図りながら、官民協働による環境づくりを目指し、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進など循環型社会の形成に広く寄与する活動を行ってきました。

具体的には、国への政策提言、各種分科会による食品リサイクル技術や製品品質の向上、会員交流会では、施設見学会による情報公開。研修会事業では、食品リサイクル推進全国大会の開催、農水省エコフィード増産対策事業受託による、食品リサイクルマッチングサイトのネット公開支援（情報公開）。飼料化事業進出セミナーの開催、環境省主催による食品リサイクルマッチングセミナーとの全国開催への協力など、公益性の高い社会貢献活動を行って参りました。

(表題の事案について)

本年1月に、食品リサイクル法第11条に規定されている登録再生利用事業者による廃棄食品の不正転売が発覚しました。今回の事案を引き起こした事業者は、本事務連絡会の会員ではありませんが、登録再生利用事業者の社会的信用や名称を著しく棄損させたことは、農林水産大臣・環境大臣が所管する登録再生利用事業者制度そのものを貶め、登録再生利用事業者を正会員とする当連絡会にとっても、また、我が国の食品リサイクル業界全体にとっても、大きなマイナスイメージとなったことは誠に残念でなりません。

本事務連絡会としても、今回の事案を受けて、同様の事案の再発防止を未然に図り、登録再生利用事業者に対する更なる信頼を得るため、これまでの取組に加えて、業界団体として、未然防止の取組を速やかに実施していくことと致しますので、所管省庁におかれましても御協力をいただけますよう、何卒、お願い申し上げます。



記

1. 関係法令や排出事業者との委託契約を遵守し、マニフェスト伝票の適切な運用管理、食品廃棄物や食品循環資源の適切な保管管理。また、今回のような不正転売事案を引き起こさないよう、社員教育の徹底など、改めて会員に周知徹底します。

2. 優良業者育成業界自主基準を策定し、食品リサイクル業者の育成やボトムアップを目指します。(基準項目) 1 情報公開、2 法の遵守、3 排出事業者との関係づくり、4 農林漁業者との関係づくり、5 一般消費者との関係づくり、6 周辺住民との関係づくり、7 国や地方行政との関係づくり、8 再生利用品の品質向上、9 人材育成。

上記項目を盛り込んだ、登録再生利用事業者の優良業者育成・評価のための会員内の自主基準の案を3月までに策定した上で、優良事業者評価制度のモデル事業の実施を経て、具体的なチェック項目を作成し、来年度中に優良事業者評価制度の運用をスタートさせます。

3. 各会員が行っている不正転売事案の未然防止に資する取組の優良事例を取りまとめ、会員内外に普及していきます。

4. 食品リサイクル肥料、飼料等の製造技術の向上のための会員内での情報共有により一層取り組みます。排出事業者に対しては、高品質な食品リサイクル製品を製造するための、適正な費用の負担をお願いしていきます。

以上

担当 全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会

事務局長 松岡力雄

Tel 048-483-5013 (環境政策研究所内)